

## 2004年人事院勧告について（談話）

2004年8月7日

全国福祉保育労働組合  
書記長 桑本 文幸

1、人事院は、8月6日、国会と内閣に対して一般職国家公務員の給与改定に関する勧告および報告を行なった。勧告の内容は、(1)寒冷地手当の見直しを前提にした官民較差が0.01% (= 39円、寒冷地手当改悪を含まないと 0.05%、207円) であるとし、給料表を改定せずに据え置き、(2)一時金についても「支給月数が(官民で)おおむね均衡」しているとして現行支給月数(4.4月)を据え置くこと、(3)寒冷地手当の支給地域、支給額、支給方法を抜本的に見直すというものであった。

2、いうまでもなく、民間福祉労働者の賃金は、保育所運営費や措置費、支援費等の財源上の人件費格付けにおいて、また、多くの社会福祉経営における賃金表が公務員の俸給表を利用しているという実態においても、都度の人事院勧告に大きく影響されている。99年以来、5年連続の年収・一時金の削減、2年連続の基本給切り下げ・不利益遡及というこの間の不法・不当な勧告によって、社会福祉経営においては、既収財源の返還という問題も発生させ、また、あまつさえ劣悪な賃金を一層引き下げる役割を果たしてきた。今勧告が、6年ぶりに年収ベースで前年水準を維持できたことは、「マイナス人勧と賃下げの悪循環阻止」をかかげた官民一体による運動の一定の反映であり、今後の職場、地域、地方での賃金闘争の上で大きな意味をもつものである。

3、しかし、政府の言う「景気回復基調」のもと、昨年度における平均年収16.3万円もの引き下げなど、この5年間の賃下げ分の「回復」を考慮せず、単に「据え置き」とした勧告には、到底納得のできるものではない。

とりわけ、機械的な民間準拠と恣意的なデータによって、本州での支給地域の約半数を切り捨て、さらに水準自体を4割も引き下げるという「寒冷地手当」の改悪は、当該地域に働く労働者の生活を無視したもので、決して容認できるものではない。この「寒冷地手当」の改悪は、措置費等を通じて民間社会福祉経営にも大きな影響を及ぼすと思われるが、政府に対する機械的な適用を許さぬ運動を含め、実施反対のたたかいに結集していく。

4、加えて、俸給表の全体水準を引き下げ、「地域手当」を新設して最大20%もの地域間格差をつける、定昇制度を廃止し、能力・業績主義強化の「査定昇給」を導入する等の「給与構造の基本的見直し」報告も断じて認めることはできない。すでに、民間社会福祉職場でも、いわゆる「能力給・成果主義」の賃金が持ち込まれ、そこでは労働の自主性と集団性、経験による専門性の蓄積が阻害される等の様々な問題が引き起こされている。人事院は、こうした実態にも十分に目を向け、検証し、報告を撤回すべきである。

福祉保育労は、人勧に準拠・関連する公務労働者として、引き続き共同のたたかいに結集していく決意である。

以上